

## 申第30号に対する窓口説明

# 何と8回目の最高裁決定！ JR東海の不当労働行為！ 会社は真摯に反省しているのか？ 謝罪文をなぜ組合事務所で 社長自ら手交しないのか！

6月12日、最高裁判所は、大阪台車検査車両所分会が職場で行った組合活動に対する会社の介入は不当労働行為であると決定し、謝罪文の手交を命じました。本部はただちに会社に猛省を促し、謝罪文の手交方法について申し入れました。6月18日窓口による説明を受けましたが、会社は頑なに拒否を貫きました。会社が最高裁の決定を受け、本当に真摯に反省しているのか甚だ疑問です。最高裁による不当労働行為の決定は今回で何と8回目です。このような異常な会社は他には見当たりません。東海労は繰り返される不当労働行為を断じて許すことなく、明るく安心して働ける職場を作るために今後も奮闘します。

### 申第30号(6/14付)

#### 最高裁判所の決定に対する申し入れについて

6月12日、最高裁判所第三小法廷は、東京高等裁判所平成22年(行コ)第149号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件について、会社の上告を棄却した。これにより、JR東海労大阪台車検査車両所分会が救済を求めてきた、①会社施設内で勤務時間外に組合ビラ配布活動を行った分会書記長に対して、会社がビラ配布活動は基本協約に違反するとして事情聴取を行い、顛末書の提出を求めたこと。②組合掲示板から掲示物を基本協約に違反しているとして撤去したことが不当労働行為として確定した。従って、この決定に基づき下記の通り申し入れるので、決定を真摯に受け止め、誠意を持って対応すること。

1. 最高裁判所の決定を真摯に受け止め、東京高等裁判所が認定した中央労働委員会命令を速やかに履行すること。
2. 労使の信義則違反を猛省し、この間の労使交渉において「会社はこれまで不当労働行為は行っていない」との発言を撤回し、謝罪すること。
3. 各組合へ手交する謝罪文の名義人は社長となっている。従って社長が、中央執行委員長、地本執行委員長及び当該分会長に手交すること。
4. 謝罪文の手交場所については組合事務所とすること。その期日については事前に明らかにすること。
5. 謝罪文は本社、各鉄道事業本部、各支社、各支店の玄関に掲示すると共に、各現業機関に掲示し全社員に周知すること。

## 謝罪文の手交は組合事務所で行うべきである！

会社：2については裁判所の命令について、これまでも、今回も従う。掲示の関係は命令にはないので実施する考えはない。手交の人と場所については、会社として適切であると考えた人が渡す。場所については、貴側が組合事務所にこだわるのはどういう理由なのか。

組合：どうしてか？逆に会社はなぜ会社で渡すことにこだわるのか。

会社：こだわるというか、前回もそうだが…

組合：前回のことは関係ない。

会社：できるだけ速やかに渡すとなると、会社でやった方が準備もすぐできるとし、組合事務所に行くとなれば日程調整など時間がかかる。

組合：どうして時間がかかるのか、明日の11時に来れば良いだけだ。

会社：11時に行けるかどうか分からない。日程調整などしなければならない。

組合：日程調整すれば組合事務所に来るのか。

会社：組合事務所に行く理由は何なのか。なぜこだわるのか。

組合：会社が謝罪する側である。組合事務所に来て手交すれば良い。

会社：謝罪というか、文書を手交するということである。

組合：謝罪文なのだから謝罪である。

会社：命令に沿ってきちんと手交する。

組合：会社が謝罪する側である。

会社：これまでも会社での手交を異論なくやっていた。命令を受け止めて手交するという姿勢は何ら変わらない。

組合：変わらないのなら、なぜ組合事務所の手交しないのか。

会社：なぜそこにこだわるのか。

組合：わざわざここまで来ることもない。謝罪する側は会社である。誠意を持って、今回こういう命令が出たのでこれを手交しますと、真摯に受け止め反省していると組合事務所であれば良い。

会社：反省の気持ちを込めてこれまでもやっている。  
組合：これまでのことはいい。今回は組合事務所でやれば良い。  
組合：ところで、不当労働行為の決定は今回で何回目か知っているか。  
会社：手交は3回目である。  
組合：最高裁から命令が出されたのは何回目か。  
会社：調べていないので分からない。  
組合：8回目である。  
会社：それぞれきちんと真摯に受け止めてやってきている。なぜ今回は組合事務所にこだわるのか。  
組合：今回だけということではない。誠意をきちんと示してもらいたいということである。  
会社：会社はきちんと受け止めてやっている。今回も変わりはない。  
組合：変わりはないと言うが、8回目である。  
会社：組合事務所に行くと何か変わるのか。  
組合：誠意を示せと言っている。命令が出され、申し入れもしている。  
会社：きちんと速やかに手交している。  
組合：速やかにするのはいいが、組合事務所に来て手交したらどうかと言っている。  
会社：その必要はないと考える。組合事務所に行くことで誠意とか反省しているというのではなく、これまでと何ら変わりはない。  
組合：変わりはないと言っても8回目である。  
会社：回数がどうであるかは分からない。  
組合：回数である。8回目である。8回も最高裁の決定を受けている会社は他に聞いたことがない。  
会社：他がどうかは分からない。  
組合：おそらく世界で一番である。すごい会社だ。今回は手交場所を変えれば良い。  
会社：変える理由がよく分からない。  
組合：誠意だと言っている。  
会社：誠意はこれまでと何も変わらない。  
組合：変わらないから8回目なのである。  
会社：回数の問題ではなく、裁判所の決定を受け止めていることについては何も変わらない。組合事務所に行くことで、受け止めが一段と高くなるとか低くなるとか言われたくない。会社としてはそのようなことは受け止められない。そうだと前回までは真摯に受け止めていなかったと言われてしまう。  
組合：受け止めていなかったから8回目になったのである。  
会社：受け止めている。  
組合：ならば、なぜ8回にもなったのか。

会社：回数の問題ではない。  
組合：回数の問題である。8回目である。すごい問題である。  
会社：会社はこれまでも真摯に受け止め、今回も真摯に受け止めている。事務所に行くことで新たに何かプラスアルファで反省したと言われると、これまでのことがないがしろにしてきたように取られてしまう。  
組合：真摯にやっていないから8回目なのだ。  
会社：真摯に受け止めている。  
組合：ならばなぜ8回目なのか。  
会社：裁判所がきちんと会社の主張をくみ取らなかったからだ。  
組合：何を言っているのか。事務所には来ないのか。  
会社：基本的にはそうだ。貴側の言うような理由では行かない。  
組合：理由とは何か。  
会社：行かないと真摯に受け止めていないような言い方をされると行けない。会社は前回も今回も認めている。  
組合：会社が事務所に来ない理由が分からない。ただ手交する場所のことである。会社だって別にどこだって良いではないか。なぜ会社で手交することにこだわるのか。  
会社：事務所に行かないから会社は非を認めていないとか、反省していないというものではない。  
組合：反省して、真摯に受け止めて事務所到手交しに来てくれれば良いだけのことである。  
会社：姿勢は今までと何も変わらない。  
組合：今までの話はいい。  
会社：今回だけ真摯に受け止めたから事務所に行きますとはならない。今までは真摯に受け止めていなかったと言われる。  
組合：真摯に受け止めていないから8回目である。  
会社：それは違う。  
組合：事務所には来ないのか。  
会社：そのつもりである。  
組合：対立である。

## **社長名の謝罪文を社長自ら渡すべきである！**

組合：謝罪文は社長名である。社長が自ら手交すべきである。  
会社：会社が責任を持って行う。  
組合：責任者は社長だ。社長名の謝罪文だ。  
会社：社長名の文書を手交せよということである。渡すの者はきちんと決める。  
組合：社長が渡せば良い。  
会社：社長が渡すことはない。

組合：なぜか。  
会社：適切な者を選ぶ。  
組合：適切な者は社長だ。  
会社：貴側の考えがどうかは分からないが…  
組合：社長名の謝罪文なのだから、適切な者は社長である。  
会社：代表者の文書を手交するとなっており、全てその人が渡すということではない。申し入れだって委員長名だが、委員長が持って来るわけではない。  
組合：申し入れと謝罪文を一緒にするな。  
会社：裁判所は社長名の文書を手交せよということである。社長名の文書をきちんと内容を確認して渡す。渡す者は社長ではなく、適切な者が渡す。  
組合：納得できない。社長が渡さないのか。  
会社：社長が直接渡すことはない。  
組合：対立である。

## **関係個所に謝罪掲示を掲出せよ！**

組合：関係個所への掲示の掲出はしないのか。  
会社：命令にないのでしない。  
組合：真摯に受け止めていると言うのなら、命令になくとも、申し訳なかったと姿勢を示せば良いではないか。今回は今までと少し姿勢が違うというところを見せれば良い。  
会社：今回も今までも変わりはない。  
組合：変わりがないから8回目なのだ。  
会社：裁判所が決めたことにきちんと従う。  
組合：掲示は出さないのか。  
会社：裁判所の決定を真摯に受け止め、今回も命令に適切に従う。  
組合：8回目だ。対立である。

## **会社の主張は間違いだ！撤回・謝罪せよ！**

組合：会社は交渉などで「不当労働行為はこれまでも行っていない、これからも行わない」と言っているが、今回また命令を受けてどうなのか。  
会社：裁判所の決定を真摯に受け止めている。裁判所に会社の主張が認められなかったことは事実だが、きちんと決定を認めて、今後も不当労働行為は行わない。  
組合：「不当労働行為を行っていない」ということが間違いだったのである。  
会社：裁判所が認めなかったということである。  
組合：認めなかったということは不当労働行為を行ったということである。  
会社：会社の主張を裁判所は認めなかった。

組合：不当労働行為をやったということだ。  
会社：やったというか、裁判所が認めてくれなかったということである。  
組合：最高裁が不当労働行為をやったと認めたということだ。  
会社：裁判所はそのように決定したということである。  
組合：今まで会社が言ってきた、「不当労働行為は行っていない」ことは違っていたということだ。  
会社：裁判所が不当労働行為を認定したということは事実だが…  
組合：会社がこれまで主張してきた「不当労働行為は行っていない」ということは間違いだった。  
会社：間違いではなく、労働協約に反したつもりはなく適切にやってきた。  
組合：つもりはなくではなく、やったと認められたのだ。しかも8回目である。  
会社：それはきちんと受け止めて、今後も不当労働行為は行わない。  
組合：「不当労働行為は行っていない」ということは間違いである。なのに撤回して謝罪はしないのか。  
会社：そうである。文書は作成し手交する。それ以上謝罪するつもりはない。  
組合：今後もしないと言って、不当労働行為の決定は8回目である。対立である。

以 上